

## 国立大学法人学長選考問題に関する決議

山形大学は去る7月、前文部科学事務次官を次期学長候補者に選出した。この学長選考に当たっては、選考された前次官が現学長らの要請を受けて、事務次官在職中に「推薦されることに同意」し、退職わずか4日後に学内意向聴取投票の公示が行われたことが明らかにされており、事実上、現職の文部科学官僚を選んだものである。さらに、その選考手続きにおいて、同大学長選考会議は、学内意向聴取投票の結果を覆して第2位の候補を学長候補者に選定した。

国立大学の運営に対して広範な権限を有する文部科学省の最高官僚が、退職直後に国立大学学長に就任することは、過去に例がない。文科省の大学に対する予算配分や諸認可等において今後も公正性・公平性が確保されるか、同省に対する信頼を大きく揺るがせるものである。

また、学長選考会議が、学内有権者の投票において1位となった者を排して学長候補者を決定したことは、大学自治とそれによって保障されている学問の自由を揺るがせる重大事態である。このような事例は、法人化後に新潟大学・滋賀医科大学でも起こったが、いずれも裁判で係争中であり、学内の運営にも深刻な混乱を来す重い弊害が生じている。

このような事実上の露骨な天下りとも言うべき人事が行われる背景には、国立大学に共通する問題がある。

第一に、法人化後、国立大学の基盤的経費である運営費交付金と教職員数は毎年削減され続けており、特に地方大学や教員養成系大学において教育・研究・医療の維持すら困難な状態にある。同時に大学に対して競争原理が全面的に持ち込まれ、競争のなじまない基礎的な教育研究活動までもが「評価」され、その結果が今後の予算配分や組織の改廃にも反映される。さらに、経済財政諮問会議は運営費交付金への傾斜配分の導入を提言しており、実施されれば「倒産」する大学も続出しかねない。このような大学政策は、大学が高等教育・研究機関に相応しい長期的な視野に立った運営を行うことを困難にし、時流に乗って当面の存続発展をはかる近視眼的な運営を助長するものである。

第二に、学外者を含む少人数の学長選考会議が学長候補者を決定する国立大学法人制度が導入されたことによって、形式的には、学内の投票結果に従わなくとも、また、投票そのものが実施されなくとも、学長候補者を決定することができることとなった。しかし、これは、大学の自治を極めて不安定にする制度であるばかりか、全構成員の意思によらない学長が就任すれば、制度導入者が企図する「リーダーシップ」「トップダウン」も機能しない。今回の事例は、改めて、国立大学法人法の欠陥を示している。去る6月に発表された教育再生会議第二次報告に、「学長選挙を取りやめるなど、学長選考会議による実質的な決定を行うこととする」との提言がなされているが、これは、国立大学法人から、高等教育・研究機関たる大学に必須の自治・自立の制度的保障を奪う暴論であり、容認できない。

本会は、「日本の科学の自主的・民主的発展」や「研究の組織・体制の民主化につとめ、学問研究と思想の自由をまもる」ことを掲げて活動してきた学会として、文部科学官僚が大学学長に「天下り」・「転任」するような事態に強い憂慮を表明するとともに、全ての大学に対して、学長選考会議における民主的な学内投票の実施とその結果の尊重を呼びかける。さらに、大学構成員の投票による学長選考制度の復活と、ゆがんだ高等教育・研究政策の是正を求めるものである。

2007年9月16日

日本科学者会議幹事会